

認定（特例認定） 申請書等記載例

チェック用にお使いください(提出時には不要)

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧 (兼チェック表)

申請書・添付書類		提出 部数	チェック
認定(特例認定)特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書(第14号様式)		1部	○
1 寄附者名簿(第15号様式) ^(注)		1部	○
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)	2部	○
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)	2部	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)	2部	○
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	2部	
	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)	2部	○
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	2部	
	ハ 条例個別指定基準		
	認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)	2部	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
	認定基準等チェック表(第2表)	2部	○
	認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)	2部	
三 号 基 準	認定基準等チェック表(第3表)	2部	○
	役員の状況(第3表付表1)	2部	○
	帳簿組織の状況(第3表付表2)	2部	○
四 号 基 準	認定基準等チェック表(第4表)	2部	○
	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)	2部	○
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)	2部	○
五 号 基 準	認定基準等チェック表(第5表)	2部	○
六 号 基 準	認定基準等チェック表(第6、7、8表)	2部	○
欠格事由チェック表		2部	○
納税証明書(所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書)		1部	○
役員等氏名一覧表		1部	○
3 寄附金充当予定事業一覧(第16号様式)		2部	○

提出部数を確認してください

相対値基準(原則用)の場合

納税証明書は国税・県税・市町村税分が必要(取得時期についてはこちらからご案内しますので、事前相談の際には不要です)

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法44②ただし書)。

チェック用にお使いください(提出時には不要)

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)

申請書・添付書類		提出 部数	チェック
認定(特例認定)特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書(第14号様式)		1部	○
1 寄附者名簿(第15号様式) (注)			
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 (注)		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)		
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)		
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)		
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)		
	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)		
	ハ 条例個別指定基準		
認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)			
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
	認定基準等チェック表(第2表)	2部	○
三 号 基 準	認定基準等チェック表(第3表)	2部	○
	役員の状況(第3表付表1)	2部	○
	帳簿組織の状況(第3表付表2)	2部	○
四 号 基 準	認定基準等チェック表(第4表)	2部	○
	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)	2部	○
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)	2部	○
五 号 基 準	認定基準等チェック表(第5表)	2部	○
六 号 基 準	認定基準等チェック表(第6、7、8表)	2部	○
欠格事由チェック表		2部	○
納税証明書(所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書)		1部	○
役員等氏名一覧表		1部	○
3 寄附金充当予定事業一覧(第16号様式)		2部	○

(注意事項)

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません(法58②、59)。

施行規則で定めた様式です。神奈川県以外の様式では受理できません。

記載例は3月期決算法人です

第14号様式（第20条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

認定（特例認定）特定非営利活動法人認定（特例認定）申請書

登記事項証明書の所在地を記載

(n+2)年7月13日	主たる事務所の所在地	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話番号 (045) 210 - 1111 ファクシミリ番号 (045) 210 - ****	
神奈川県知事 殿	(フリガナ)	トケ化エリカツド・ウカゲン カガワケン	
西暦・和暦いずれの記載でも構いません	法人の名称	特定非営利活動法人 かながわけん	
	(フリガナ)	カガワリ イロウ	
	代表者氏名	神奈川 一郎	
登記事項証明書の法人成立の年月日を記載	設立年月日	平成18年11月29日	☐ 認定
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・無	☐ パブリックサポートテスト基準 ☐ 相対値基準・原則 (法第45条第1項第1号イ該当) ☐ 相対値基準・小規模法人 (法第45条第1項第1号イ及び政令第3条該当) ☐ 絶対値基準 (法第45条第1項第1号ロ該当) ☐ 条例個別指定法人 (法第45条第1項第1号ハ該当)
	認定(特例認定)取消の有無 (認定(特例認定)取消日)	該当項目にチェック (認定／特例認定、 認定の場合はパブリックサポートテスト基準)	
	事業年度	4月1日から3月31日まで	☐ 特例認定
特定非営利活動促進法（第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定 第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人としての特例認定）を 受けたいので、申請します。 不要な文字を二重線で抹消			
現に行っている事業の概要			
(特定非営利活動に係る事業) ○○○事業			
(その他の事業) なし			
定款に記載されている特定非営利活動、 その他の事業の活動のすべてを記載			
登記されている従たる事務所をすべて記載			
その他の事務所の所在地			
(東京事務所) 東京都千代田区平河町二丁目6番3号 (電話) 03- XXXX- XXXX			
(FAX) 03- XXXX- XXXX			
事務所の所在地等に変更予定がある場合に記載			
その他の参考事項			
(n+2)年10月から、主たる事務所の所在地を横浜市神奈川区○○に変更する予定			

1 記載要領（第14号様式）

項 目	記 載 要 領	備 考
主たる事務所の所在地	登記事項証明書に記載されている所在地を記載してください。	認証の登録所在地の表記と一致しているか確認してください。
設立年月日	登記事項証明書における法人成立年月日を記載してください。	法人の認証の年月日ではありませんので、ご注意ください。
過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	過去に認定を2回以上受けている場合は、直近の認定の有効期間を記載してください。	
認定(特例認定)取消の有無 (認定(特例認定)取消日)	過去に認定の取消しを2回以上受けている場合には、直近の認定取消日を記載してください。	
現に行っている事業の内容	定款に記載されている特定非営利活動、その他の事業の活動のすべてを記載してください。	特定非営利活動だけでなく、その他の事業の内容についても、記載してください。
その他の事務所の所在地	定款に記載のある従たる事務所の全てについて、登記事項証明書に記載されている所在地を記載してください。	認証の登録所在地の表記と一致しているか確認してください。
その他の参考事項	名称、所在地、代表者の変更を予定されている場合には、記載してください。	

2 注意事項（第14号様式）

- 申請書には、認定申請の場合は「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に、特例認定申請の場合は「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
- 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ、認定申請書又は特例認定申請書を提出することができません。
- 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は、特例認定申請書を提出することができません。
- 不用の文字は、抹消してください。

施行規則で定めた様式です。神奈川県以外の様式では受理できません。

第15号様式 (第20条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

実績判定期間内の各事業年度
における全ての寄附者を記載

寄附者名簿

事業年度ごとに作成

法 人 の 名 称	特定非営利活動法人 かながわけん	事 業 年 度	n年4月1日から (n+1) 年3月31日まで
-----------	------------------	---------	-------------------------

寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日
神奈川 一郎	横浜市中区日本大通１番地	500, 000円	2018・４・８
横浜 二郎	横浜市中区港町１番地１号	250, 000円	2018・５・11
相模原 四郎	相模原市中央区中央二丁目 11 番地 15	200, 000円	2018・６・18
小田原 和子	小田原市荻窪 300 番地	5, 000円	2018・８・23
茅ヶ崎 次郎	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号	3, 000円	2018・９・２
返子 明子	神奈川県返子市返子 5-2-16	3, 000円	2019・１・25
三浦 三郎	三浦市城山町 1 番 1 号	4, 000円	2019・３・20
匿名寄附		99, 850円	・ ・
少額寄附 12 口		9, 895円	・ ・
	※以下寄附者数に応じて記載	円	・ ・
匿名で行われた寄附や、1, 000 円に満たない 少額の寄附については、「住所又は事務所の所在地」欄は空欄とし、まとめて記載		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
合 計		〇〇〇, 〇〇〇円	

1 注意事項（第 15 号様式）

- 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法 44②、51⑤、58②）。
- この寄附者名簿は、毎事業年度初めの 3 月以内に作成し、その作成の日から起算して 5 年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法 54②）。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則)

初回申請は2事業年度

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	実績判定期間	n年4月1日～(n+2)年3月31日
-----	------------------	--------	--------------------

1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。

○又はチェックマークを記載(以下同様)

各欄が活動計算書の金額と一致するように作成

全て2事業年度の合計額を記載

経常収入金額(㉔の金額)		①	25,990,255 円
総収入金額		㉕	27,200,000 円
控除金額	国の補助金等の金額(㉖欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉑	0 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉗	1,100,000 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉙	0 円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉛	0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄の「()」)	㉜	0 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄)	㉝	9,895 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㉞欄)	㉟	99,850 円
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄)		㊱	0 円
差引金額(㉕-㉑-㉗-㉙-㉛-㉜-㉝-㉟-㊱)		㉚	25,990,255 円

⇒①

寄附金等収入金額(㉟の金額)	②	7,472,150 円
----------------	---	-------------

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄)		㉡	6,499,895 円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄)	㉢	2,390,000 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄)	㉣	9,895 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㉞欄)	㉥	99,850 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㉑欄)	㉦	0 円
差引金額(㉡-㉢-㉣-㉥-㉦)		㉧	4,000,150 円
会費収入(㉧欄と付表2(相対値基準用)㉑欄のうちいずれか少ない金額)		㉨	672,000 円
国の補助金等の金額(㉩欄の金額を限度とする。)		㉪	2,800,000 円
合計金額(㉧+㉨+㉪)		㉫	7,472,150 円

⇒②

基準となる割合(②÷①)	③	28.75%
--------------	---	--------

20%以上で基準を満たす

1 記載要領（第1表 相対値基準・原則用）

項 目	記 載 要 領	備 考
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額⑧」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。 実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、一部のみ算入することはできません。	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額⑧」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額⑨」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額⑩」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額⑪」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額⑫」～「休眠預金等交付金関係助成金⑬」、及び「受入寄附金総額⑭」～「休眠預金等交付金関係助成金⑮」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入⑯」欄	「差引金額⑰」欄と「第1表付表2（相対値基準用）④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額⑱」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額⑰」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

2 注意事項（第1表 相対値基準・原則用）

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	実績判定期間	n年4月1日～(n+2)年3月31日
-----	------------------	--------	--------------------

実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㉔欄の金額に占める㉕欄の金額の割合（㉖欄）が、5分の1以上であること	チェック欄 ○
--	------------

小規模法人の判定

1

実績判定期間の総収入金額 10,000,000 円

× 12 =

㉔ 5,000,000 円

800万円未満が小規模法人の条件の1つ

㉔が800万円未満である	はい	2 へ
	いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可

2

実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である

はい

小規模法人の特例計算・・・適用可 3 へ

いいえ

小規模法人の特例計算・・・適用不可

3

小規模法人の特例計算を適用する場合

補助金等を算入する場合は0円とし、算入しない場合は、補助金等の金額を記載

全て2事業年度の合計額を記載

総収入金額		㉗	10,000,000 円
控除金額	国の補助金等の金額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉗	0 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉘	800,000 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉙	0 円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㉚	0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉛欄の「()」)	㉛	0 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄)	㉜	0 円
差引金額 (㉗-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜)		㉝	9,200,000 円

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)		㉞	1,500,000 円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)	㉟	500,000 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱	0 円
差引金額 (㉞-㉟-㊱)		㊲	1,000,000 円
会費収入(㊳欄付表2(相対値基準用)㊴欄のうちいずれか少ない金)		㊴	672,000 円
国の補助金等の金額(㊵欄の金額を限度とする)		㊵	500,000 円
合計金額 (㊲+㊴+㊵)		㊶	2,172,000 円

基準となる割合
(㊶ ÷ ㉔)

㉖

23.61%

20%以上で基準を満たす

補助金等を算入する場合は、限度額を記載し、算入しない場合は、0円とする。

63

1 記載要領（第1表 相対値基準・小規模法人用）

項 目	記 載 要 領	備 考
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、一部のみ算入することはできません。	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㊿」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊿」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊿」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊿」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊿」～「休眠預金等交付金関係助成金㊿」、及び「受入寄附金総額㊿」～「休眠預金等交付金関係助成金㊿」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊿」欄	「差引金額㊿」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊿」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊿」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊿」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

2 注意事項（第1表 相対値基準・小規模法人用）

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	実績判定期間	n 年 4 月 1 日 ~ (n+2) 年 3 月 3 1 日
-----	---------------------	--------	---------------------------------

対価性のない、明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載 (寄附金収入、助成金収入、賛助会費など)

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	①	6,499,895 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	②	0 円
基準限度額(上記①-②の10%相当額((①-②)×10%))	③	649,989 円
基準限度額(上記①-②の50%相当額((①-②)×50%))	④	3,249,947 円

⑤ + ⑥ の合計額と一致するか確認

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

①のうち寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金の額	⑤	99,850 円
--	---	----------

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については④)欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額(①-②)
神奈川 一郎	理事長	(500,000 円)	(500,000 円)	(0 円)
横浜 二郎	理事	(250,000 円)	(250,000 円)	(0 円)
相模原 四郎	理事	(200,000 円)	(200,000 円)	(0 円)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額	⑥	(950,000 円)	(950,000 円)	(0 円)
⑦欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	⑦	() 円	() 円	() 円
特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑧	() 円	() 円	() 円
⑧欄以外の者	⑨	(5,440,150 円)	(3,050,150 円)	(2,390,000 円)
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	⑩	(9,895 円)	() 円	() 円
休眠預金等交付金関係助成金	⑪	(0 円)	() 円	() 円
合 計 (⑥+⑦+⑨+⑩+⑪)	⑫	(6,400,045 円)	() 円	(2,390,000 円)

役員からの寄附金で、その役員の親族からの寄附金も合算して20万円以上になる場合に合計額を役員ごとに記載

①-⑤-⑥の①欄-⑧の①欄-⑩-⑪の金額を記載

⑧欄の①-③=②

同一の者からの寄附金の合計額のうち、③欄を超える金額を寄附者ごとに計算し、合計額を記載

⑥、⑧、⑨の③欄の合計

1 記載要領（第1表付表1 相対値基準・原則用）

項 目	記 載 要 領	備 考
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります(④=⑤+⑥)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。 また、すべての寄附者(役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限ります。)について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(次葉)」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑩欄以外の者⑪」欄	上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。	

2 注意事項（第1表付表1 相対値基準・原則用）

- ①～③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	実績判定期間	n 年 4 月 1 日 ～ (n + 2) 年 3 月 3 1 日
-----	---------------------	--------	-------------------------------------

対価性のない、明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載
(寄附金収入、助成金収入、賛助会費など)

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㊦	1,500,000 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	㊧	0 円
基準限度額(上記㊦－㊧の10%相当額((㊦－㊧)×10%))	㊨	150,000 円
基準限度額(上記㊦－㊧の50%相当額((㊦－㊧)×50%))	㊩	750,000 円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名		役職	① 寄附金額	② ①欄と⑧(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては⑨)欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額(①－②)
神奈川 一郎		理事長	() 500,000 円	() 150,000 円	() 350,000 円
横浜 二郎		理事	() 250,000 円	() 150,000 円	() 100,000 円
相模原 四郎		理事	() 200,000 円	() 150,000 円	() 50,000 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		⑤	() 950,000 円	() 450,000 円	() 500,000 円
⑤欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑥	() 0 円	() 0 円	() 0 円
	⑥欄以外の者	⑦	() 550,000 円	() 550,000 円	() 0 円
休眠預金等交付金関係助成金		⑧	() 0 円	()	()
合 計(⑤+⑥+⑦+⑧)		⑨	() 1,500,000 円	()	() 500,000 円

役員からの寄附金が20万円以上になる場合にその額を役員ごとに記載

⑤－⑥の①欄－⑦の①欄－⑧の金額を記載

⑨欄の①－③＝②

同一の者からの寄附金の合計額のうち、⑨欄を超える金額を寄附者ごとに計算し、合計額を記載

⑤、⑥、⑦の③欄の合計額を記載

1 記載要領（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）

項 目	記 載 要 領	備 考
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限り。）の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、⑩欄の金額に等しくなります（④＝⑩）。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金⑥及び⑦」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 （注）小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑪」欄に記載します。 また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の（注）書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。	⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑧欄以外の者⑨」欄	上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。	⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。

2 注意事項（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）

- ①～③の各欄の「（ ）」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

第1表付表1 (次葉)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	実績判定期間	n年4月1日～(n+2)年3月31日
-----	---------------------	--------	--------------------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③欄のいずれか 少ない金額	③ ①のうち基準限度超過 額(①－②)
		() 円	() 円	() 円
「受け入れた寄附金の明細表第1表付表1」に 書ききれなかった場合に記載する。		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
合計(又は小計)		() 円	() 円	() 円

1 注意事項（第1表付表1 次葉）

- 役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第1表付表1（相対値基準・原則用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。
- 小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2（相対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	実績判定期間	n年4月1日～(n+2)年3月31日
-----	---------------------	--------	--------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている 定款附則6に社員の会費の額を規定 個人会員 5,000 円/年 法人会員 30,000 円/年	☒ はい・いいえ
ロ	社員(役員等を除く。)の数が 20 人以上である 社員名簿に 40 名登載	☒ はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

定款又は会則等の規定から記載

活動計算書の「収益の部」の社員の会費の合計額を記載。
未収会費の扱いについては次ページの注意事項を参照

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額		①	700,000 円
共益的活動の割合（第2表③欄）		②	4.00%
①から控除する金額（①×②）		③	28,000 円
差引金額（①－③）		④	672,000 円

第2表
③欄から
転記

↓

第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、
第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

1 記載要領(第1表付表2 相対値基準用)

項 目	記 載 要 領	備 考
「基準ロ」欄		「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。 なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	① イ欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に社員の会費の額については、一律○円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。 ② ロ欄には、例えば、「社員名簿に○名登載」のように記載します。	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

絶対値基準の場合に使用

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	実績判定期間	n年4月1日～(n+2)年3月31日		
-----	------------------	--------	--------------------	--	--

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である

寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄
○

【留意事項】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		①	②	③	④	⑤
	自	n年4月1日	(n+1)年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
至	(n+1)年3月31日	(n+2)年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

☒ 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。

☒ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。

☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

各項目について
確認し、チェック
欄にチェック

全ての事業年度において寄附者が100人以上いる場合には、この計算式を使用する必要はありません。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

	①	②	③	④	⑤	合計	
年3,000円以上の寄附者の数(※)	90人	115人	人	人	人	A	205人
実績判定期間の月数 (注)一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24月

実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)

A	205人	×	12	=	102.5人	≥	100人
実績判定期間の月数		B		24月			

100人以上で基準を満たす

1 記載要領（第1表 絶対値基準用）

項 目	記 載 要 領	備 考
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載します。 また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の寄附者の数(※)」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 イ 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。 ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。
「年3,000円以上の寄附者の数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「㉔」から「㉚」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

(p. 73～74 共通)

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。(休眠預金等交付金関係助成金は民間助成金的一种ですが、特定非営利活動促進法上の寄附金には含めないこととなっております)

2 注意事項（第1表 絶対値基準用）

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん		チェック欄							
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること			☐							
【留意事項】 1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合があります。 2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。										
条例指定を受けた年月日を記載（所轄庁以外の条例により個別指定を受けた場合は、条例の写し（公報の写し）を添付） <table border="1"> <tr> <td>条例を制定した都道府県又は市区町村</td> <td>神奈川県</td> </tr> <tr> <td>条 例 指 定 年 月 日</td> <td>〇〇年〇月〇日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td> 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある </td> <td> ☐はい・☐いいえ </td> <td> 事務所所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1 </td> </tr> </table> ※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。				条例を制定した都道府県又は市区町村	神奈川県	条 例 指 定 年 月 日	〇〇年〇月〇日	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	☐ はい・ ☐ いいえ	事務所所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1
条例を制定した都道府県又は市区町村	神奈川県									
条 例 指 定 年 月 日	〇〇年〇月〇日									
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	☐ はい・ ☐ いいえ	事務所所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1								

登記事項証明書に記載された主たる事務所又は従たる事務所の所在地と一致していますか。

1 記載要領（第1表 条例個別指定法人用）

項 目	記 載 要 領	備 考
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

共益的活動が50%以上だと基準を満たせません。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん			チェック欄																								
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が 50%未満であること				○																								
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動																												
活動計算書の「支出の部」の事業費の合計金額を記載。算出方法を具体的に示す資料を添付 実績判定期間 すべての事業活動に係る金額等 ① (指標 事業費の額) 20,000,000 円 ①の金額を転記																												
①のうちイ～ニの活動に係る金額等 ② 800,000 円 ①の金額を転記																												
どのような場合に「会員等」に該当するかは、次頁を参照 <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等</td> <td>①</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>②</td> <td>800,000 円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td>③</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td>④</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td>⑤</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>⑥</td> <td>800,000 円</td> </tr> </table> ②の金額を転記 ②の金額を転記					イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	①	0 円	ロ	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	800,000 円	ハ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円	ニ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円	ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円	合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	800,000 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	①	0 円																									
ロ	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	800,000 円																									
ハ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円																									
ニ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円																									
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円																									
合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	800,000 円																									
基準となる割合 (②÷①) ③ 4.00% 50%未満で基準を満たす																												
- 事業費の額を指標とした場合は、事業費ごとにその事業が共益的活動にあたるか否かを判断し、該当する事業があれば、その事業費を①～⑤の各欄に記載します。 - 共益的活動にあたるか否かは事業の性格や対象者、受益者等の状況を勘案して個別に判断します。																												

1 記載要領（第2表）

項 目	記 載 要 領	備 考
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「③～⑤」各欄共通事項	「③～⑤」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「③～⑤」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常対価の10%相当額以下のも及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のも及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

条例個別指定の場合に使用

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	チェック欄
-----	------------------	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が 50%未満であること

○

イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

条例個別指定法人については、地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動は除かれます。

実績判定期間

すべての事業活動に係る金額等

活動計算書の事業費の合計金額

① (指標 事業費の額)
20,000,000 円

①の金額を転記

①のうちイ～ニの活動に係る金額等

② 800,000 円

前ページの「会員等」を記載

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	800,000 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	800,000 円

（例）会員に限定したセミナー・講習会に係る事業費の金額

基準となる割合 (②÷①)

50%未満で
条件を満たす

③ 4.00%

- ・ 事業費の額を指標とした場合は、事業費ごとにその事業が共益的活動にあたるか否かを判断し、該当する事業があれば、その事業費を①～⑤の各欄に記載します。
- ・ 共益的活動にあたるか否かは事業の性格や対象者、受益者等の状況を勘案して個別に判断します。

1 記載要領（第2表 条例個別指定法人用）

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑥」各欄共通事項	「①～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動（対価を得ないで行われるもの等を除きます。）に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者③
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成	③役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（以下の①、②及び③に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動（特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		特定非営利活動法人 かながわけん					チェック欄																																																								
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと																																																															
イ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>役員数</th> <th>最も人数が多い「親族等」のグループの人数</th> <th>割 合 (②÷①)</th> <th>最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数</th> <th>割 合 (④÷①)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㉑</td> <td>2018年4月1日～2019年3月31日</td> <td>9人</td> <td>2人</td> <td>22.2%</td> <td>2人</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>㉒</td> <td>2019年4月1日～2020年3月31日</td> <td>9人</td> <td>2人</td> <td>22.2%</td> <td>2人</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>㉓</td> <td>年 月 日～年 月 日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>㉔</td> <td>年 月 日～年 月 日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>㉕</td> <td>年 月 日～年 月 日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請時</td> <td>8人</td> <td>2人</td> <td>25.0%</td> <td>2人</td> <td>25.0%</td> </tr> </tbody> </table> 3分の1以下であると基準を満たす								項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	区 分		①	②	③	④	⑤	㉑	2018年4月1日～2019年3月31日	9人	2人	22.2%	2人	22.2%	㉒	2019年4月1日～2020年3月31日	9人	2人	22.2%	2人	22.2%	㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%		%	㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%		%	㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%		%	申請時		8人	2人	25.0%	2人	25.0%
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)																																																									
区 分		①	②	③	④	⑤																																																									
㉑	2018年4月1日～2019年3月31日	9人	2人	22.2%	2人	22.2%																																																									
㉒	2019年4月1日～2020年3月31日	9人	2人	22.2%	2人	22.2%																																																									
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%		%																																																									
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%		%																																																									
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%		%																																																									
申請時		8人	2人	25.0%	2人	25.0%																																																									
㉖ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。																																																															
ロ <table border="1"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である</th> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を証する書類の名称とその内容等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款第28条に「各正会員の表決権は、平等となるものとする。」と規定</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> </tr> </tbody> </table>								各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等							定款第28条に「各正会員の表決権は、平等となるものとする。」と規定	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ																																			
各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時																																																									
上記を証する書類の名称とその内容等																																																															
定款第28条に「各正会員の表決権は、平等となるものとする。」と規定	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ																																																									

第3表（次葉）

ハ

「はい」の場合は、
監査証明書を添付

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☐ はい ・ いいえ	☐ はい ・ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	☐ はい ・ いいえ

㉙ 該当する項目を○で囲み、書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

「はい」の場合は、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無

1 記載要領（第3表）

項 目	記 載 要 領	備 考
イの各欄	区分欄の「@」から「㊟」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「㊟」については、上記イに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「㊟」については、上記イに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。	

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数		9人	9人				8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループ の人数		2人	2人				2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの者の 親族等」のグループの人数		2人	2人				2人

最も人数が多いグループで判定。複数のグループが存在する場合であっても、合算して算定する必要はなし。

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	申請時	就任・退任 年月日
神奈川 一郎	横浜市中区日本大通1番地	理事長		○	○				○	就任 2006. 11. 29
横浜 二郎	横浜市中区港町1番地1号	理事	特定非営利活動法人「○○○」理事							就任 2006. 11. 29
川崎 三郎	川崎市川崎区宮本町1番地	理事	特定非営利活動法人「○○○」理事							就任 2006. 11. 29
相模原 四郎	相模原市中央区中央二丁目11番地15	理事		○	○				○	就任 2006. 11. 29
横須賀 五郎	横須賀市小川町11番地	理事		○	○				○	就任 2006. 11. 29
平塚 六郎	平塚市浅間町9番地1	理事		○	○				○	就任 2006. 11. 29
鎌倉 七郎	鎌倉市御成町18番地10	理事		○	○					就任 2006. 11. 29
藤沢 八郎	藤沢市朝日町1番地1	監事		○	○					退任 2020. 4. 28
神奈川 花子	横浜市中区日本大通1番地	監事	理事長の妻	○	○				○	就任 2006. 11. 29

親族だけでなく、同じ会社や同じNPO法人の役員等についても、それぞれのグループの人数の割合が、役員の3分の1を超えると基準を満たしません。

事業年度途中で退任した場合は○をつけない

監事も役員に含めず、役員報酬も支払わない

親族だけでなく、同じ会社や同じNPO法人の役員等についても、それぞれのグループの人数の割合が、役員の3分の1を超えると基準を満たしません。

事業年度途中で退任した場合は○をつけない

監事も役員に含まれます

1 記載要領（第3表付表1）

- 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 「就任等の状況」の「①」から「⑤」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

なお、当該「①」から「⑤」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。

- この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

 - ① 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - ② 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

「生計を維持している者」と「生計を一にしている者」について

「生計を維持している者」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいいます。

「これらの者と生計を一にしている者」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいいますから、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、これに該当します。

監査証明書を添付した
法人は、提出不要

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名	特定非営利活動法人 かながわけん		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	装丁帳簿	随時	7 年
現金出納帳	ルーズリーフ	随時	7 年
仕訳帳	ルーズリーフ	随時	7 年
入金・出金・振替伝票	複写伝票	随時	7 年
請求書・領収書綴り	バインダー	随時	7 年
領収証(控)	複写伝票	随時	7 年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7 年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7 年
法人事務所での実態確認時に、帳簿書類等の記帳、保存状況等を確認します。			

1 記載要領（第3表付表2）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、直前に提出された役員報酬規程等提出書類と記載内容に変更なければ、添付の必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						○
NPO法人は「主たる目的」でなければ行える(下段の選挙活動は一切行えない)が、 イ 認定を受けるためには、一切行えない活動						
項 目	㉠	㉡	㉢	㉣	㉤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉠	㉡	㉢	㉣	㉤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
寄附という名目でなくても、金銭その他の資産、経済的な利益の贈与、無償の供与を行うと該当						

(第4表 次葉)

活動計算書の「支出の部」の事業費の合計額(「その他の事業」がある場合には合計に含める。)

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	20,000,000 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	20,000,000 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

⑨ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

特定非営利活動以外の事業に係る費用を含めていませんか。

使用した指標	単位

算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

80%以上で
基準を満たす

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	6,499,895 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	6,499,895 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

第1表付表1「受け入れた寄附金の明細表」の「④」欄の金額を転記

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
〇〇基金事業用預金	6,000,000 円

70%以上で
基準を満たす

実績判定期間中の事業費に算入した特定資産について
貸借対照表上の科目名・計上金額を記入

1 記載要領（第4表）

項 目		記 載 要 領	備 考
イ及びロの各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。 なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㉔欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	「実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	「活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㉔」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。この場合、当期に、特定非営利活動に係る特定資産として貸借対照表で計上する処理をした金額は、当期の「受取寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。	
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

（注意事項）

- ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

法 人 名	特定非営利活動法人 かながわけん				
-------	------------------	--	--	--	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)

氏 名	職 名	法人との 関係 (注2)	報酬・給与 の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
神奈川 一郎	理事長	役員	報酬	n.4.1～(n+2).7.13	1,200,000 円
					円
報酬・給与の両方を払っているなら2行に分けて記載。					
					円
					円
					円
					円
集計期間の終わりは申請書提出日(相談時は空欄)					

(注2)注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	n年4月1日 ～ (n+2)年7月13日
---------	----------------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
3 名	8,100,000 円

パート、アルバイトも含めた実人数等を記載

1 注意事項

- 「ロ 給与を得た職員の総数及び総額」については、労働の対価としての給与（賃金等も含む）を支払った人数、金額の総数を記載してください。（役員兼務職員に対する支払給与も含みます）
- 「イ 役員等に対する報酬又は給与の支給」については、上記（注1）①～④に該当する方へ支払った報酬・給与を漏れなく記載してください。（従って、役員兼務職員や役員の親族等に対する給与についてはイ、ロの両方に含めることとなります）
- (※) 社員（正会員等）又は寄附者が職員を兼務している場合、氏名欄に「X名（給与支給社員等の総数）」、支給金額欄に「〇〇円（左記人数に対する支給総額）」とまとめて記載することができます。（社員と寄附者の両方に給与を支給している場合、それぞれに分けて記載してください）（内閣府NPOホームページ Q&A 1-2-3 参照）

法人名

特定非営利活動法人 かながわけん

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
		土地付き建物、 車やパソコンの譲渡など		円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
NPO 法人〇×	社員	事務所	通年	1,200,000 円	光熱費等を含む
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

第4表付表2（次葉）

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
岩手 博	正会員	○事業・講師謝金	n. 5. 30	50,000 円	(源泉所得税を含む)
福岡 正子	理事	○事業・講師謝金	n. 8. 30	50,000 円	(源泉所得税を含む)
福井 清	正会員	○事業・講師謝金	(n+1). 11. 29~30	100,000 円	2 日分(源泉所得税を含む)
新潟 良子	理事	ホームページ年間維持手数料	n. 4. 1~ (n+2). 3. 31	60,000 円	
茨城 哲也	監事	税務監査立会い	(n+2). 4. 23	30,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

実績判定期間から認定申請書提出日までの間において役員等又は役員等が支配する法人との間で行われたサービスの提供などの役務の提供について記載

当該取引が「役員等へ」法人が行ったものなのか、「役員等から」法人が受けたものなのかを明示してください

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

特になければ、
“なし”と記載

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
日本赤十字社	港区××○丁目○番○号	50,000 円	(n+1). 3. 30	東日本大震災義援金

実績判定期間の初日から申請日までに支出したすべての寄附金について記載

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ① 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ② 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

閲覧に関する細則(社内規則)がある場合には、その細則(社内規則)等を添付

1 記載要領（第5表）

項 目	記 載 要 領	備 考
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん
-----	------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄 ○
特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
毎事業年度初めの 3 か月以内に提出していますか？					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

特定非営利活動であっても、税法上の収益事業に該当すれば課税対象となりますので、申告漏れにご注意ください。

(第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄 ○
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄 ○
事業年度	4月 1日～ 3月31日	設立年月日	平成18年 11月 29日	

登記事項証明書の
設立年月日を記載

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

1 記載要領（第6表、第7表）

項 目	記 載 要 領	備 考
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

(第8表)

項 目	記 載 要 領	備 考
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

実績判定期間と基準への適合について

- 1 実績判定期間において適合している必要があるもの
 - ・チェック表(第1表 相対値基準用・絶対値基準用)
 - ・チェック表(第2表)
 - ・チェック表(第4表 ハ・ニ)
- 2 申請日の前日において適合している必要があるもの
 - ・チェック表(第1表 条例個別指定法人用)
- 3 実績判定期間内の各事業年度だけではなく、認定時まで適合している必要のあるもの
 - ・チェック表(第3表)
 - ・チェック表(第4表 イ・ロ)
 - ・チェック表(第5表)
 - ・チェック表(第6表)
 - ※ 実績判定期間内に提出すべきものの他、申請年度内において提出すべきものも含む
 - ・チェック表(第7表)

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	☐ はい・ ☐ いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ

1 注意事項（欠格事由チェック表）

- 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

役員等氏名一覧表

申請書提出日を
記載

年 月 日現在の役員

役職名	氏	氏名のカナ	生 年 月 日 (昭和S,平成H,令和R)	性別 (男・女)	住 所
代表者			S H R . . .		
			S H R . . .		
			S H R . . .		
			S H R . . .		
			S H R . . .		
			S H R . . .		
			S H R . . .		
			S H R . . .		
			S H R . . .		
			S H R . . .		

役員名簿に基づき、
全ての役員について記載

氏名、住所等は住民票記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。

※「高 橋」⇔「高 橋」
「川 崎」⇔「川 崎」
「恵」⇔「恵」 など

※「〇丁目△番◇号」⇔「〇丁目△番地◇」
「〇〇番△号」⇔「〇〇番地の△」など

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

年 月 日

申請書提出日を
記載

所在地

法人の名称

代表者氏名

寄 附 金 充 当 予 定 事 業 一 覧

法 人 の 名 称	特定非営利活動法人 かながわけん
-----------	------------------

事 業 名	具 体 的 な 事 業 内 容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄 附 金 充 当 予 定 額
（１）〇〇の 支援活動	〇〇を支援するた めの〇〇	通年	神 奈 川 県 内	延 べ 20 人	被 支 援 者 (100 人)	10 万円
（２）〇〇の 推進	〇〇のイベント開 催 一般向けの会報誌 発行	×年× 月 ×年× 月	東 京 都 及 び 神 奈 川 県 内	20 人	参 加 者 (500 人) 多数	20 万円 10 万円
（３）〇〇の 普及活動	〇〇普及のための ～	×年× 月	全 国 各 地	10 人	多数	5 万円
（４）その他	〇〇に係る事業	適宜	川 崎 市 内	延べ 5 人	多数	30 万円
寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名						
〇〇銀行××支店						
〇〇信用金庫××支店			口座番号は記載不要です			

認定取得予定日以降の
日付を記載。または「通
年」等。

1 記載要領（第 16 号様式）

項 目	記 載 要 領	備 考
事業名	今後、寄附金の充当を予定している事業を記載してください。	
寄附金充当予定額	5 年間の寄附金の総額を記載してください。	
寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	金融機関名、支店名を記載してください。	口座番号は記載不要です。

確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	事業活動に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		活動の対象に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。